

第 3 1 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

令和 8 年 2 月 1 3 日 開 会

令和 8 年 2 月 1 3 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

令和8年2月13日（金）午前9時32分 米沢市農業委員会第31回定例総会を米沢市役所庁議室に招集した。

出席委員（16名）

1番	小関善隆	委員	10番	遠藤伊一	委員	16番	相田市三郎	委員
4番	佐藤政和	委員	11番	小関敏弘	委員	17番	伊藤俊浩	委員
6番	木村彰博	委員	12番	橋本政美	委員	18番	鈴木晃子	委員
7番	鈴木和義	委員	13番	古畑功一	委員	19番	桐澤林右衛門	委員
8番	樋渡由美	委員	14番	佐藤利夫	委員			
9番	高山吉典	委員	15番	長谷部吉雄	委員			

欠席通告委員（2名）

2番 我彦正福 委員
3番 山王堂民榮 委員

遅刻通告委員（1名）

5番 宮崎雅文 委員

農業委員以外の出席者（2名）

農業振興課

主	任	遠藤貴史
主	任	遠藤由希

会議に出席した事務局職員（7名）

事務局長	相田悦志
事務局長補佐兼農地主査	宮原功
農政振興主査	高世琢
主査	丸田淳
主査	瀧口圭史
主査	片山紀子
主任	須貝祐太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 報第2号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の合意解除について |
| 報第3号 | 農地法第3条の規定による許可の取消しについて |
| 報第4号 | 農地法第18条第6項規定による通知について |
| 議第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農用地利用集積等促進計画（案）について |
| 議第4号 | 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について |
| 議第5号 | 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による変更承認申請について |
| 議第6号 | 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）変更申出書に係る意見聴取について |

2. その他

開 会 午前9時32分

高世主査 これより第31回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、「農業委員会憲章」の唱和を13番 古畑功一委員のご発声にて
よろしく願いいたします。

(唱和)

高世主査 ありがとうございます。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。
衆議院選挙の結果が出まして、自民党が圧勝、立憲民主党と公明党が一緒
になった中道が3分の1の議席になり、想像もしないような結果になったよ
うであります。与党が安定化することで、これから国会がスムーズに進んで
いくのではないかと考えているところではあります。農業に関しては鈴木
農林水産大臣が言ったとおり、10年後を見据えた農政というものをお願い
したい。組閣についてはこれからですが、大臣の期間も短かったので、あま
り変わるということはないだろうという予想でありますので、恐らくまた同
じ方なるのではないかなと考えているところであります。

昨日、飯豊町で会長、会長職務代理者、そして事務局長の合同の会議があ
りました。その中で、前にもちょっと申し上げておりました、置賜地方に担
い手の研究施設、あるいはトレーニングファームを造ってほしいというこ
とを、県に要望していることについて、置賜地区が一丸となって進めるため
に、置賜地方農業担い手研修技能施設整備促進協議会を立ち上げたらどうだ
と話が出まして、立ち上げ準備をしているところです。3市5町の首長、議
長、置賜地区選出の県議会議員、そこにJAあるいは農業委員会、共済組合
とか、オブザーバーとして総合支庁、普及課が一緒になって進めていくとい
うことでございます。これからはなりますが、要望に対して、置賜の機運を
高めたいと、なかなか実現ができないということで、協議会をつくって進
めていくことになりましたので、その節には皆様のご協力をよろしくお願い
したいと思います。

本日は、雪も降らない、気温も高くなってきているということでもあります。
ひとつよろしく願いをしたいと思います。

以上で終わります。

高世主査 ありがとうございます。

それでは議事に移りますが、総会の議長は、米沢市農業委員会会議規則第
4条の規定により、会長が務めることになっておりますので、会長に議事の
進行をお願いいたします。

議長 それでは、議事の進行をさせていただきます。

本日の出席委員は16名であります。欠席通告は、2番 我彦正福委員、3番 山王堂民榮委員。遅刻通告は、5番 宮崎雅文委員になります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第31回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、9番 高山吉典委員、10番 遠藤伊一委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

高世主査 (挙手)

議長 高世主査。

高世主査 議案書の訂正はございません。

議長 ないようなので、議事を進めます。

相田局長 (挙手)

議長 相田局長。

相田局長 議案書の訂正等はありませんが、本日10時から市議会市政協議会が開催予定なものですから、当職はあと5分程度で中座をさせていただきますので、ご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 局長が中座するというようなことです。よろしくお願いいたしますと思います。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議長 瀧口主査。

瀧口主査 報第1号 非農地証明の報告について。次のとおり、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号39号の計1件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田のみ1筆 932.00㎡です。

受理番号39号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から山林原野への転用です。利用状況は、平成10年頃から耕作していないものです。

以上、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の合意解除について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めま

す。

丸田主査
議 長
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の合意解除について、次のとおり合意解除がありましたので、ご報告いたします。

受理番号1号の計1件となります。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては、記載のとおりです。

元の契約の内容は、令和7年12月開催、第29回定例総会で許可となりました許可番号第30号、通知日令和7年12月15日となります。

取消しの理由は、合意契約を無効にして、元の賃貸を継続することとなったためです。

以上、ご報告いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、以上で報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の合意解除について、を終わります。

次に、報第3号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査
議 長
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

報第3号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて、次のとおり許可の取消しがありましたので、ご報告いたします。

受理番号1号から2号の計2件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。令和7年12月開催、第29回定例総会で許可となりました許可番号第58号となり、取消しの理由は、所有権の移転を取りやめたためです。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。令和7年12月開催、第29回定例総会で許可となりました許可番号第59号となり、取消しの理由は、所有権移転を取りやめたためです。

以上、ご報告いたします。

議 長
全 委 員

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

議 長 ないので、以上で報第3号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて、を終わります。

次に、報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議 長 丸田主査。

丸田主査 報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、委員会にご報告いたします。

受理番号39号から40号の計2件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ2筆 2,600.00㎡です。

受理番号39号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号40号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、以上で報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議 長 丸田主査。

丸田主査 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第3条の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号69号の計1件となります。申請のありました筆数及び地積は、畑のみ4筆 801.00㎡です。

受理番号69号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号69号を上程いたします。

1 2 番 (橋本政美委員 挙手)

議 長 12番 橋本委員。

12番 12番 橋本です。宮崎委員より、何ら問題ないと聞いておりますのでよろしく申し上げます。

以上、問題ないと思われます。

議 長 それでは、ただいまの受理番号69号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号69号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請については議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、審議を求めるため委員会に付議します。

受理番号27号から29号の計3件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田2筆 832.00㎡、畑4筆 1,505.00㎡、合計6筆 2,337.00㎡です。

受理番号27号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、駐車場の造成のためです。こちらは1種3種に該当しない小集団の農地の第2種農地です。

受理番号28号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、建売分譲の造成のためです。こちらは上下水道埋設道路沿線かつ500m以内に2以上の公共施設等がある第3種農地です。

受理番号29号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、工事用敷地として利用するためです。こちらは一時転用・期間13か月の1種3種に該当しない小集団の農地の第2種農地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号27号から29号を上程いたします。

27号。

- 1 0 番 (遠藤伊一委員 挙手)
議 長 1 0 番 遠藤委員。
1 0 番 1 0 番 遠藤です。議第 2 号受理番号 2 7 号について報告します。申請人、土地の表示等の詳細は、議案書に記載のとおりであります。調査は、2 月 2 日、電話で確認しました。申請地は、大字長手の谷の口という地区になります。現在、畑となっており、受人の〇〇〇〇が駐車場として使いたいということで、売買で所有権を移転するという案件です。以前に申請地の隣を駐車場として申請して使っていますので、隣の畑も駐車場として使いたいという案件でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
以上です。
- 議 長 続いて、2 8 号。
1 6 番 (相田市三郎委員 挙手)
議 長 1 6 番 相田委員。
1 6 番 1 6 番 相田です。受理番号 2 8 号の調査結果を報告します。建売分譲のための申請であります。受人、渡人、所在、その他は、議案書に記載のとおりです。申請地は、春日にヨークベニマルがありますが、そこから西に 2 0 0 メートル行ったところでは、1 月 2 7 日に受人の〇〇〇〇を訪問して、担当者に話を聞いてきました。建売分譲で 6 棟を建築して販売する計画ということです。現在、事前着工もなく、近隣に迷惑をかけず安全に工事を行うということで問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 続いて、2 9 号。
9 番 (高山吉典委員 挙手)
議 長 9 番 高山委員。
9 番 9 番 高山です。受理番号 2 9 号について報告します。所在、面積等は、記載のとおりです。1 月 2 4 日に〇〇〇〇に電話で確認をいたしました。米沢市の公共事業に伴う案件で、工事車両、資材置場等として敷地を使用したいということでした。事前着工もなく、問題ないと思われまひます。ご審議をお願ひします。
- 議 長 それでは、ただいまの受理番号 2 7 号から 2 9 号について、意見並びに質問はありまひせんか。
全 委 員 なし。
議 長 ないので、受理番号 2 7 号から 2 9 号について、許可することに異議ありまひせんか。
全 委 員 異議なし。
議 長 異議がないので、議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、

は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。

6 番 (木村彰博委員 挙手)

議長 6番 木村委員。

6 番 6番 木村です。私に関係する案件がありますので、一時退席いたします。
(木村彰博委員 退室)

議長 それでは、先に受理番号2号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議長 須貝主任。

須貝主任 議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について意見を聴くため、委員会に付議いたします。

受理番号2号の計1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ10筆 20,496.00㎡、合計も同様です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

なお、本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、ただいまの受理番号2号について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）についての受理番号2号は、議案書のとおり決定いたしました。

(木村彰博委員 入室)

15番 (長谷部吉雄委員 挙手)

議長 15番 長谷部委員。

15番 15番 長谷部です。受理番号7号に自分の案件がありますので、一時退席します。

(長谷部吉雄委員 退室)

議長 それでは、先に受理番号7号を上程いたします。議案の内容について、事

務局の説明を求めます。

須貝主任

(挙手)

議長

須貝主任。

須貝主任

議第3号 農用地利用集積等促進計画(案)について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(案)について意見を聴くため、委員会に付議いたします。

受理番号7号の計1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ9筆 13,387.00㎡、合計も同様です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

なお、本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないので、ただいまの受理番号7号について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないので、議第3号 農用地利用集積等促進計画(案)についての受理番号7号は、議案書のとおり決定いたしました。

(長谷部吉雄委員 入室)

議長

それでは、先の2件を除く受理番号1号から22号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任

(挙手)

議長

須貝主任。

須貝主任

議第3号 農用地利用集積等促進計画(案)について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(案)について意見を聴くため、委員会に付議いたします。

受理番号2号、7号を除く1号から22号の計20件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田36筆 107,316.00㎡、畑2筆 2,220.00㎡、合計38筆 109,536.00㎡です。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につ

つきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

なお、本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、先の2件を除く受理番号1号から22号について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について、先の2件を除く受理番号1号から22号は議案書のとおり決定いたしました。

次に、議第4号 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 （挙手）

議長 丸田主査。

丸田主査 議第4号 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について。農地の贈与に係る贈与税の納税猶予の適用を更新するため、引き続き農業経営を行っていることの証明願がありましたので、その可否を求めため委員会に付議いたします。

受理番号1号の計1件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。

受理番号1号 申請人 ○○○○、贈与人 △△△△、贈与年月日 平成16年12月15日。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

それでは、受理番号1号を上程いたします。

5番 （宮崎雅文委員 挙手）

議長 5番 宮崎委員。

5番 5番 宮崎です。受理番号1号について調査結果を報告します。申請者の○○さんに1月末、直接お話を伺いました。ご本人も年齢は重ねてきておりますが、まだまだ農業経営は行っていきたいということで、現在ではお孫さんに積極的に農業のほうも手伝っていただいております。大変心強いとお話をしておりました。問題ないかと思っております。よろしくお願いたします。

議長 それでは、ただいまの受理番号1号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号について証明相当と認め、議案書のとおり証明することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第4号 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について、証明相当と認め、議案書のとおり証明することに決定いたしました。

次に、議第5号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による変更承認申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原補佐 (挙手)

議 長 宮原補佐。

宮原補佐 議第5号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による変更承認申請について、は本日申請者であります米沢市より農業振興課職員の出席がありますので、担当課の職員がご説明いたします。

遠藤主任 (挙手)

議 長 遠藤主任。

遠藤主任 日頃より大変お世話になっております。米沢市農業振興課の遠藤と申します。私からは、議第5号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による変更承認申請について、ご説明いたします。

米沢市特定農地貸付規程というものがございます。こちらは、米沢市農業振興課で運営している市民農園に関する規程になり、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の第3条の規定により、米沢市農業委員会から承認を受けたものになります。今回は、この米沢市特定農地貸付規程の一部変更を求めるものになります。

まず、1つ目の変更点は、愛宕市民農園の廃止についてです。米沢市の市民農園に関して、これまではアルカディア市民農園、愛宕市民農園、皆川球場市民農園の計3か所を運営しておりましたが、愛宕市民農園に関しては他市民農園と比較し、設置区画数に対する利用区画数が少ない状況が続いておりました。また、近年サル等による農作物被害も報告されていることから、総合的に判断しまして、愛宕市民農園を廃止するものであります。

次に、2つ目の変更点ですが、アルカディア市民農園に係る土地所有者の変更になります。アルカディア市民農園に係る農地について、相続に伴う所有者の変更がありました。当該農地をアルカディア市民農園として利用させていただくことに関して、既に所有者から同意をいただいておりますので、規程上の所有者を変更するものになります。

私からは以上です。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議案書のとおり承認し、米沢市に通知することに決定いたしました。

次に、議第6号 地域計画変更申出書に係る意見聴取について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原補佐 (挙手)

議長 宮原補佐。

宮原補佐 議第6号 地域計画変更申出書に係る意見聴取について、は本日提出者であります米沢市より農業振興課職員の出席がありますので、担当課職員がご説明を申し上げます。

遠藤主任 (挙手)

議長 遠藤主任。

遠藤主任 米沢市農業振興課の遠藤と申します。私のほうから、議第6号 地域計画変更申出書に係る意見聴取について、ご説明いたします。

令和7年3月に策定しました地域計画の区域内において、農地転用のため農振除外を希望している土地所有者から地域計画の変更申出書が提出されました。地域計画（目標地図）において耕作者が位置づけられている土地については、農振除外の手續に先立ち、地域計画の変更手續が必要となります。

今回の変更申出は住宅建築に伴います地域計画からの除外となり、申請地は六郷町西藤泉の1筆、申請面積は1, 137㎡となります。

地域計画を変更する場合、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により関係機関に対して意見聴取を実施することとされておりますが、今回の変更申請について、やまがた農業支援センター、山形おきたま農業協同組合、米沢平野土地改良区の3団体から異議なしとの回答をいただいております。また、令和7年12月25日から令和8年1月8日まで米沢市ホームページにおいて意見募集を行いました。意見等は提出されておられません。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 ないので、議第6号 地域計画変更申出書に係る意見聴取について、意見なしとすることで異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第6号 地域計画変更申出書に係る意見聴取について、意見がなかった旨を米沢市長に回答することに決定いたしました。

以上で、1の提出議案についての審議は終了しました。

続いて、2のその他に移りますが、皆様方から何かご発言等ございませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないようですので、2のその他を終了し、以上で本日の第31回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会 午前10時05分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和8年2月13日（金）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

高山 吉典

議事録署名委員

遠藤 伊一